

企業のみなさんにお知らせ

商工課

☎965-5611

市では、企業立地促進条例に基づき、申請のあった該当事業者に対し雇用奨励金の交付及び固定資産税の課税免除を行っています。

【対象事業】製造業・道路貨物運送業・こん包業・卸売業・電気業・機械修理業・ソフトウェア業等

◎雇用奨励金制度

【条件】従業員が5人以上の企業で、本市における操業開始の日から2年以内に、1年以上の常時雇用で市内在住者を新規採用している者。

雇用保険に加入している者。

【奨励金の額】対象従業員1人につき5万円以内(ただし、1人につき1回限り)

【申請書の提出期限】操業開始の日から3年以内

◎固定資産税の課税免除

【条件】市内に取得価格が1000万円以上の施設・設備等を新設又は増設した青色申告者に対し、当該設備若しくはその敷地である土地(但し、その取得の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限り。)に係る固定資産税につき、最初の年度以降5年間課税を免除する。

【申請書の提出期限】課税年度の最初の日の属する年の1月31日

平成20年うるま市名産品等候補申請の受付

観光課

☎965-5634

市では、うるま市名産品等選定要綱を制定し、名産品、推奨品、特産品の選定を行っております。本市で生産・製造される生産品について、うるま市名産品等の選定を受けたいと希望する事業者(生産者)は、左記のとおり申請を行ってください。申請用紙については、観光課の窓口にて準備しております。また、うるま市のホームページからダウンロードすることもできます。

【対象】市内事業者・生産者(うるま市内で製造、生産を行っている者)

【受付場所】観光課

【受付期間】12月3日(月)～28日(金)午前9時～午後5時(休日及び正午から午後1時までの間を除く)



各地で野犬被害 甚大 畜産農家悲鳴

子豚 338頭 山羊 18頭
北京ダック・鶏等 190羽余

一番怖い人身への被害、捨て犬は絶対やめよう

豚の被害 与那城地区 8月～11月 4回にわたり111頭の被害

勝連地区 8月～11月 5回にわたり86頭の被害

9月～10月 数回にわたり141頭の被害

山羊の被害 石川地区 10月 数力所 20頭の被害

ニトリの被害 勝連地区 8月 1カ所 180羽の被害

北京ダック 8羽 七面鳥 9羽

石川地区で10月に被害

この数ヶ月の間に、野犬等による被害が増大しています。野犬は主に捨て犬が原因です。野犬は集団化し、現在多くのグループが徘徊しています。一番何よりも恐れるのは、次に人身への被害です。役所も懸命な対策をしていますが、飼い主も犬を絶対に捨てないで最後まで責任をもって面倒を見ましょう。



環境課

☎973-5594

特別弔慰金請求について

戦没者の死亡当時のご遺族で平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に第八回特別弔慰金が支給されます。

【支給対象者】

対象となるご遺族は次の順番による先順位の「遺族」人です。

- (1) 弔慰金受給者
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者と生計をともにしていた方で、かつ戦没者と氏が同じである①父母

- ②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (4) 右記以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

- (5) 右記1から4以外のご遺族で戦没者等の死亡時まで引続き1年以上生計をともにしていた三親等内の親族(甥、姪、叔父叔母等)

【支給内容】

額面40万円、10年償還の記名国債

【請求期限】

請求期限は平成20年3月31日です。

これまで、特別弔慰金を請求していた方で、まだ請求していない方や新規該当者でまだ請求手続きをしていない方はお急ぎください。

【すでに受付けを終了した方へ】

すでに受付された方については、県及び国において書類を審査中ですが、債券交付が当初予定より大変遅れています。ご迷惑をおかけしますが、もうしばらくお待ち頂きますようお願いいたします。なお、国より債券が交付されるまでに請求書提出後1年半以上日数を必要としています。交付され次第順次請求者の皆様にお知らせいたします。

【申込期限】平成20年3月31日

市民生活課

☎973-5487